

平成20年給与勧告等の概要

平成20年10月9日
新潟県人事委員会

職員の給与については、民間の給与水準に合わせることを基本とし、国及び他の都道府県の職員の給与等を考慮して決定されていますが、本年も、これらを総合的に勘案し、次のとおり給与勧告を行うこととしました。

○ 本年の勧告のポイント

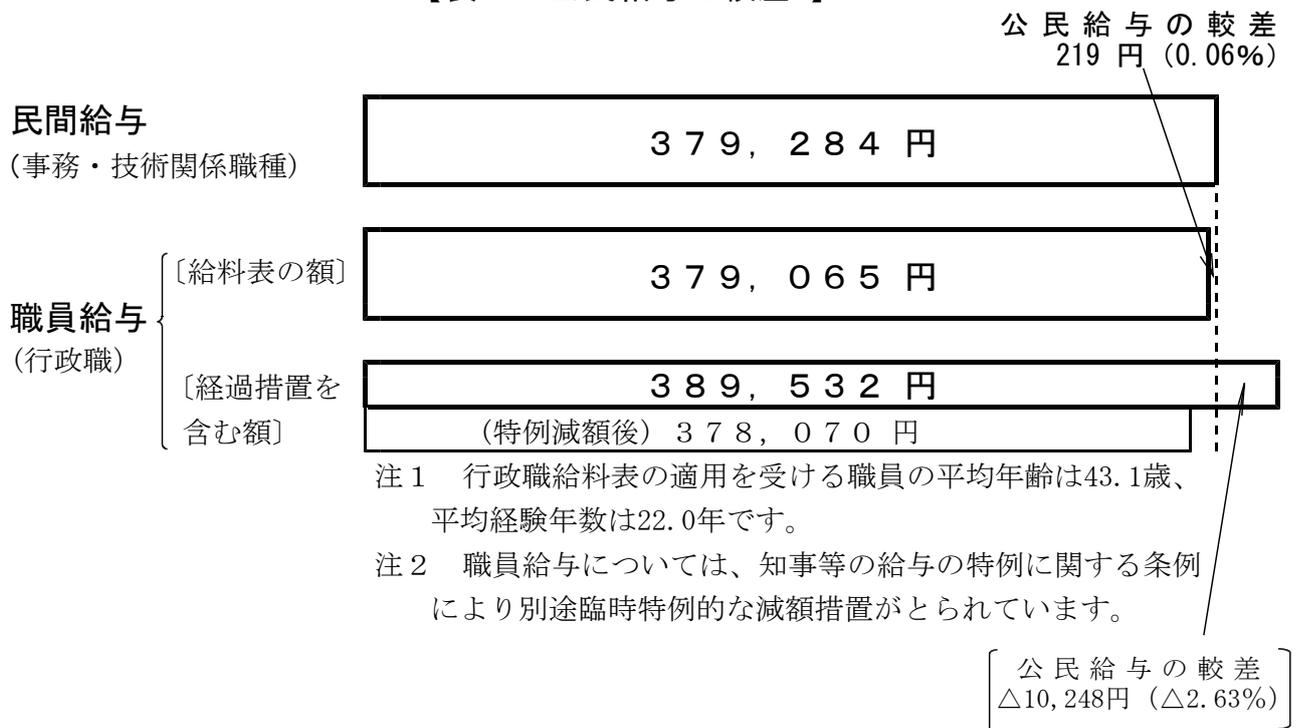
- ① 給料表、期末・勤勉手当ともに本年は水準改定なし
- ② 主幹教諭の設置に伴う教育職給料表の改定
- ③ 医師等の初任給調整手当の引上げ
- ④ 自動車等使用者に対する通勤手当の引上げ

1 公民給与の較差

本年4月における職員給与と民間給与との較差は表1のとおりです。

なお、職員給与については、平成18年4月1日から給料表が国に準じて平均約4.8%引き下げられたところであり、給料表の改定に伴う新旧給料月額の差額を支給する経過措置がとられています。

【表1 公民給与の較差】



2 給与改定の内容

(1) 給料表

公民較差の状況等を踏まえ、水準改定を行わないこととしました。

ただし、教育委員会において平成21年度から主幹教諭を新設する予定であることに伴い、教育職給料表を改定することとしました。

(2) 諸手当

ア 期末・勤勉手当

民間における特別給の年間支給割合と概ね均衡していることから、支給月数の改定を行わないこととしました。

イ 初任給調整手当（平成21年4月実施）

医師の人材確保や処遇の改善を図るため、人事院勧告に準じて支給月額の限度を次のとおり引き上げることとしました。

| 区 分 | 現行額 | 改定額 |
|-----------------------------|----------|----------|
| 医療職給料表(一)の適用を受ける 医師、歯科医師 | 306,900円 | 410,900円 |

ウ 通勤手当（平成21年1月実施）

自動車等使用者に対する通勤手当について、民間及び他の都道府県の支給状況等を考慮し、月額を次のとおり引き上げることとしました。

| 片道の使用距離 | 現行額 | 改定額 |
|----------------------|---------|---------|
| 4キロメートル未満 | 2,500円 | 2,900円 |
| 4キロメートル以上 6キロメートル未満 | 3,600円 | 4,000円 |
| 6キロメートル以上 8キロメートル未満 | 4,600円 | 5,100円 |
| 8キロメートル以上10キロメートル未満 | 5,700円 | 6,200円 |
| 10キロメートル以上12キロメートル未満 | 6,700円 | 7,400円 |
| 12キロメートル以上14キロメートル未満 | 7,800円 | 8,500円 |
| 14キロメートル以上16キロメートル未満 | 8,800円 | 9,600円 |
| 16キロメートル以上18キロメートル未満 | 9,800円 | 10,700円 |
| 18キロメートル以上20キロメートル未満 | 10,900円 | 11,800円 |
| 20キロメートル以上22キロメートル未満 | 11,900円 | 12,900円 |
| 22キロメートル以上24キロメートル未満 | 13,000円 | 13,900円 |
| 24キロメートル以上26キロメートル未満 | 14,000円 | 15,000円 |
| 26キロメートル以上28キロメートル未満 | 15,100円 | 16,000円 |
| 28キロメートル以上30キロメートル未満 | 16,100円 | 17,000円 |
| 30キロメートル以上32キロメートル未満 | 17,200円 | 18,100円 |
| 32キロメートル以上34キロメートル未満 | 18,200円 | 19,100円 |
| 34キロメートル以上36キロメートル未満 | 19,300円 | 20,200円 |
| 36キロメートル以上38キロメートル未満 | 20,300円 | 21,200円 |
| 38キロメートル以上40キロメートル未満 | 21,300円 | 22,200円 |
| 40キロメートル以上42キロメートル未満 | 22,400円 | 23,300円 |
| 42キロメートル以上44キロメートル未満 | 23,400円 | 24,300円 |
| 44キロメートル以上46キロメートル未満 | 24,500円 | 25,400円 |
| 46キロメートル以上48キロメートル未満 | 25,500円 | 26,400円 |
| 48キロメートル以上50キロメートル未満 | 26,600円 | 27,400円 |
| 50キロメートル以上52キロメートル未満 | 27,600円 | 28,500円 |
| 52キロメートル以上54キロメートル未満 | 28,700円 | 29,500円 |

| | | |
|----------------------|---------|---------|
| 54キロメートル以上56キロメートル未満 | 29,700円 | 30,600円 |
| 56キロメートル以上58キロメートル未満 | 30,800円 | 31,600円 |
| 58キロメートル以上60キロメートル未満 | 31,800円 | 32,600円 |
| 60キロメートル以上 | 32,900円 | 33,700円 |

3 給与構造の改革

本委員会は平成17年11月の報告において、給与構造の改革を実施することが適当と判断したところですが、これを着実に進めるため、次の施策について所要の措置を講ずることとしました。

○ 職員の昇給

職員の昇給については、公民較差の状況を総合的に踏まえ、平成20年度は昇給幅を1号給抑制すること。

4 職員の勤務時間等

人事院が本年8月に行った、職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定する勧告、民間企業の所定労働時間の状況、国及び他県職員との均衡等を考慮すると、本県でも国と同様に勤務時間を改定することが適当ですが、その時期については、国及び他県の動向を十分考慮する必要があります。

なお、改定を行うに当たっては、行政サービスに支障を生じることのないよう、公務能率の一層の向上に努めていく必要があります。

5 公務運営の改善

(1) 能力・実績に基づく人事管理

平成18年から実施された給与構造改革に着実に取り組んでいくため、職員の勤務実績をよりの確に反映しうる昇給制度や勤勉手当制度について、検討を進める必要があります。

また、現在任命権者において、人事評価制度が取り組まれているところであり、今後とも、より公平性、透明性、納得性の高い人事評価が行われるよう努める必要があります。

(2) 有為な人材の確保

有為な人材の確保の観点から能力実証方法や年齢要件を始めとする受験資格など、採用制度全般について今後、研究・検討を進めていく必要があります。

(3) 公務員倫理の確保

今後とも、職員の不祥事については、再発防止策の実施や服務規律の遵守の一層の徹底を図る必要があります。

6 給与勧告による職員給与

この勧告が実施されても平成20年度は給料表、特別給ともに水準改定が無いために、行政職給料表適用職員（6,997人、平均年齢43.1歳）の平均年間給与は、変化しません。

なお、平成20年度の行政職給料表適用職員の平均年間給与は、特例条例による減額後で6,390,000円となります。また、モデル給与例は、表2に示すとおりです。

【表2 行政職給料表適用職員のモデル給与例】

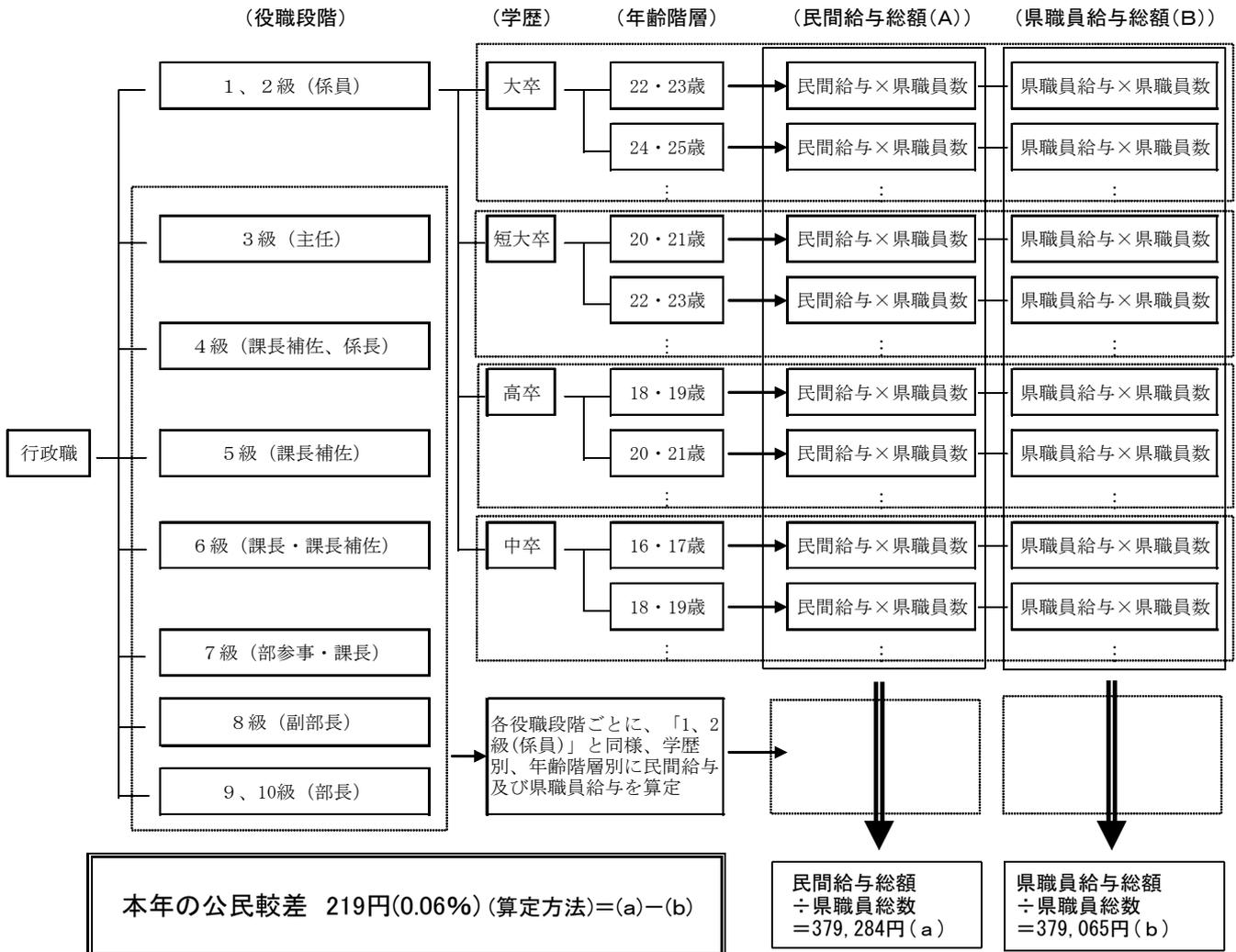
(単位：円)

| | | | 特例減額前 月額 | 特例減額後 月額 | 年間給与 |
|----|-----|--------|-------------|-------------|------------|
| 係員 | 25歳 | 独身 | 192,900 | 187,113 | 3,162,000 |
| 主任 | 35歳 | 配偶者 子2 | 330,770 | 321,559 | 5,490,000 |
| 補佐 | 45歳 | 配偶者 子2 | 412,900 | 401,293 | 6,941,000 |
| 課長 | 50歳 | 配偶者 子1 | 510,600 | 489,660 | 8,338,000 |
| 部長 | 55歳 | 配偶者 子1 | 603,200 | 579,670 | 10,127,000 |

※特例減額後の月額は、特例減額の対象月（H20年4月～5月）の月額

公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

公民給与の比較(ラスパイレス比較)においては、個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。
 具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



本年の公民較差 219円(0.06%) (算定方法)=(a)-(b)

(注) 県職員の給与は給料表の額を基礎として算出